

《開催日時》	平成29年2月28日(火) 午後1時30分～
《場 所》	三和公民館 1階 会議室
《付議事項》	議案第1号「農地法第4条による許可申請について」 議案第2号「農地法第5条による許可申請について」
《出席者》	農業委員 1番 美田 雅彦      2番 小川 玲子 4番 小坂 貢      5番 伊勢村 春行 7番 正木 正二      8番 井上 賢市      9番 圓道 タミ子 11番 大埜 益旨      12番 若林 宏明 13番 伊勢村 正治      14番 佐伯 知省 農地利用最適化推進委員 7番 横儀 秋弘      12番 山内 功雄      13番 中岡 拓馬  事務局長 松本 真典 主任 堀井 徹  遅刻 なし
《欠席者》	3番 向 靖弘      6番 小里 千恵子      10番 立原 孝生
《開 会》	午後1時30分
松本事務局長	それでは、時間も参りましたので、ただいまから平成28年度第12回の神石高原町農業委員会総会のほうを開会いたしたいと思います。 初めに、会長よりご挨拶をいただきます。
《挨拶》 佐伯会長	(挨拶)
《欠席者の報告及び総会の成立》 松本事務局長	それでは、続きまして本日の欠席者の報告をいたします。 本日の欠席者は、3番向靖弘委員、6番小里千恵子委員、10番立原孝

生委員，以上の3名の方でございます。したがって，農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により，在任委員数14名中，本日の出席者は11名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。

なお，これからの議事の進行につきましては，会議規則第3条の規定により，会長をお願いいたします。

《議事録署名委員  
の指名》

佐伯会長（議長）

それでは，私のほうで進行をさせていただきたいと思えます。  
本日の議事録署名議員の指名をさせていただきます。  
7番の正木，8番の井上両委員さんをお願いいたします。

《議事》

《議案第1号》

佐伯会長（議長）

それでは，議事に入ります。  
議案第1号「農地法第4条による許可申請について」を議題といたします。  
説明をお願いいたします。

松本事務局長

（事務局説明）

佐伯会長（議長）

ありがとうございます。  
各担当推進委員さんに現地確認をお願いをいたしております。■■■■  
■■■■の案件2件，あわせて中岡推進委員さんのほうからご報告をお願いを  
いたします。

中岡拓馬推進委員

上父木野地区の担当の中岡です。  
受け付け番号■■■■について報告します。  
場所は，■■■■の■■■■から■■■■の場所にあります。2月23日に小川農業委員さんと代理人の■■■■同行のもと調査を行いました。  
申請のあった農地は，農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で，その他2種農地です。昨年利用意向調査で農地中間管理機構への貸し付けの意向がありましたが，農地面積が1,000㎡未満であるため，貸付対象からは除外されています。周辺には民家があり，農地にも影響がないものと思われまます。また，経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで，設計書，資金証明，土地利用計画図，被害防除

措置計画書など許可の要件を満たしていると考えます。

引き続き、受け付け番号■■■■■についての報告をします。

場所は、■■■■■の■■■■■，■■■■■から■■■■■  
■■■■■の場所にあります。こちらも2月23日に小川農業委員さんと代理人  
の■■■■■同行のもと調査を行いました。

申請があった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い  
小集団の農地で、その他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がない  
と思われます。また、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済み  
で、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書など許可の  
要件を満たしていると考えます。

以上で報告を終わります。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

次、■■■■■の案件、横儀推進委員さん、お願いをいたします。

横儀秋弘推進委員

草木地区担当の横儀です。

受け付け番号■■■■■について報告いたします。

場所は、■■■■■から■■■■■を■■■■■のほうへ行ったと  
ころにあります。2月25日の日に圓道委員と当事者の■■■■■同行のも  
と調査いたしました。

申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い  
小集団の農地で、その他2種農地です。周辺の農地や民家の影響はないも  
のと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、  
設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件  
を満たしていると考えます。

以上です。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

以上で4条申請にかかります現地調査の報告をいただきました。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

小坂委員

このパネルを189枚をするというふうになってるんですけど、この太  
陽光発電をする面積が同じ189枚をつけるのに畑の面積はそれぞれ違う  
わけなんですね。4-8が1, 750㎡というふうに広いんですが、これ  
は設置して余るんじゃないかというふうな感じもいたしますが、その辺は  
どうなっているんですか、ちょっと確認です。

松本事務局長

なかなか面積どおりのパネル枚数が妥当なのかどうなのかわからないん

ですけど、今これではちょっと見えにくいんですけども、こういった形で大体周囲のどうしても形状によってパネルの設置のときに不具合を生じるということです。もう一つのほうの2筆のこちらのほうは、実は道幅の細長い道路がつながってるような農地でして、こちらの場合はもう2列でするような計画になっております。

佐伯会長（議長）

よろしいでしょうか。

土地の形状とパネルの右側、南側へ配置をしていきますので、パネルの設置方法によって多少そこらの面積のばらつきがあっていつておるんだろうというふうには思いますが、業者に聞いた段階では大体50キロ、この程度のもので平坦なとこであれば1畝から6畝あれば大体設置が可能よというようなことは言っております。先ほどの249-1がちょっと三角形のような土地になっておりますので、こうした無駄な土地が発生をしておるといことだろうというふうに思います。

ほかにございせんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第1号「農地法第4条による許可申請について」、申請どおり許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いをいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

挙手全員でございます。よって、議案第1号は申請どおり許可することといたします。

## 《議案第2号》

佐伯会長（議長）

続きまして、議案第2号「農地法第5条による許可申請について」を議題といたします。

説明をお願いをいたします。

松本事務局長

（事務局説明）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

担当委員さんによる現地確認をお願いをいたしております。

■■■■■■■■■■さんの関係につきまして、山内推進委員さんのほうからご報告をお願いをいたします。

山内功雄推進委員

小島地区の担当の山内功雄です。

受け付け番号 [ ] について報告します。

場所は、 [ ] の [ ]、 [ ] のほうにあります。去る2月15日に若林委員さんとそれから代理人であります [ ] 同行のもと調査をいたしました。

申請のあった農地は、平成25年11月29日に利用状況調査によりB判定の農地であります。農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。周辺には民家がなく、農地にも影響がないものと思われま。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みでありまして、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を満たしていると考えられます。

以上で報告を終わります。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

続きまして、 [ ] の案件、中岡推進委員さんお願いをいたします。

中岡拓馬推進委員

上父木野地区担当の中岡です。

受け付け番号 [ ] について報告します。

場所は [ ] から [ ] の場所にあります。2月23日に小川農業委員さんと代理人の [ ] 同行のもと調査を行いました。

譲受人は譲渡人の [ ] です。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。周辺の農地や民家については、まず農地に関しては現地の農地を写真で見ただければわかるように、左上のほうが少ないびつな形になっており、ソーラーのパネルが入るかどうかわからないので、確認をしていただくようにとお伝えしておりました。民家についてもですが、隣に民家がありまして、そのほうにも報告を伝えるよう代理人の松井さんに報告に向かっていただくようにとお伝えしました。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を満たしていると考えます。

以上で報告を終わります。

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

5条申請による現地確認のご報告をいただきました。

先ほど報告がございましたように、5条申請は2件ございます。1件は所有権移転を伴うもの、1件は賃貸借権の設定に伴うものでございます。

ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

佐伯会長（議長）

白い建物が[REDACTED]。

松本事務局長

そうです。この白いのが[REDACTED]の家ですね。

佐伯会長（議長）

ほかにご覧いませんか。

ないようでございますので、採決に移らせていただきます。

議案第2号「農地法第5条による許可申請について」、申請どおり許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いをいたします。

（全員賛成）

佐伯会長（議長）

ありがとうございました。

挙手全員でございますので、申請どおり許可することといたします。

以上で本日ご審議いただきます案件については全て終了をいたしました。

ないようでございますので、本日の総会はこちらをもって終了とさせていただきます。

来月につきましては、3月28日1時30分からこの会場で予定をさせていただきますので、ご出席のほうをよろしくをお願いをいたします。大変きょうはご苦労さまでございました。

《閉 会》

午後2時05分